

## 🌸 よくあるお問い合わせ 🌸

夫と一緒に受検をしたいのですが、  
2人とも対象となりますか？

⇒ 同時受検の場合は、妊娠を希望する女性のみ補助対象となります。

配偶者や同居者の受検は、妊娠を希望する出産経験のない女性に風しん抗体ができない、妊婦の風しん抗体価が低いことが証明されている場合のみ対象となります。  
なお、妊娠を希望する女性が、検査の結果「風しん抗体ができない」と判明し、配偶者や同居者がその後に受検した場合は、補助対象となります。

単身赴任をしております妻と同居していないのですが、  
対象となりますか？

⇒ 一部、対象となります。

配偶者や同居者に対する補助は、妊娠を希望する女性または妊婦と同居していること（生活空間を同一にする頻度が高い）を基本としています。  
しかし、単身赴任等の事情により同居していない場合は、おおよそ毎週2日以上一緒に過ごす状態であり、単身赴任等であることの証明ができる場合のみ対象となります。

検査費用が上限額を上回ったのですが、  
全額補助になりますか？

⇒ 補助上限額までのお支払いとなりますので、  
超過費用分は自己負担とさせていただきます。

その場合、申請書の検査費用記載欄には実際の検査費用を、申請額記載欄には補助上限額を記載してください。